

子 子ども・子育て支援事業計画の基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業

子ども・子育て支援法に基づき、本計画に具体的な実施計画を記載する事業は以下のとおりです。

図表 24 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項に該当する事業

(1) 子どものための教育・保育給付施設型給付 幼稚園 認定こども園 保育所 地域型保育給付 小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育

(2)地域子ども・子育て支援事業 ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③一時預かり事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業その他要保護児童等 の支援に資する事業 ⑥子育て援助活動支援事業 ⑦子育て短期支援事業 ⑧時間外保育事業 ⑨病児保育事業 ⑩放課後児童健全育成事業 ⑪妊婦健康診査 ⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入すること を促進するための事業

(1) 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、対象となる施設・事業の種類によって、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。本計画では、「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となる提供事業を「幼児期の教育・保育」と呼びます。

①施設型給付

施設型給付は、市町村の確認を受けた「幼稚園」「認定こども園」「保育所」の施設で提供される幼児期の教育・保育に対する給付です。

施設	施設・事業の概要
幼稚園	3~5歳の保育が必要ない子どもを対象とし、幼児教育を行う。標準的な利用時間は
	1日4時間。
	O~5 歳の保育が必要な子どもと保育が必要でない子どもの両方を対象とする。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設で、教育・保育を一体的に行う。
	定員 20 人以上の施設で、利用時間は 1 日 4 時間、8 時間、11 時間に分かれる。
/D 李託	O~5 歳の保護者が仕事などのため保育が必要な子どもを対象とする。
保育所 	定員 20 人以上の施設で、利用時間は 1 日 8 時間と 11 時間に分かれる。

図表 25 施設型給付の対象施設

②地域型保育給付

地域型保育給付は、市町村の確認を受けた「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4つの地域型保育事業で提供される幼児期の教育・保育に対する給付です。 地域型保育事業は、主に0~2歳の保育が必要な子どもを対象とし、少人数で保育する事業で、利用時間が1日8時間と11時間に分かれます。

	四次 20
事業名	施設・事業の概要
小規模保育事業	定員 6~19 人を対象に、小規模保育施設で保育を提供する事業
家庭的保育事業	定員 5 人以下を対象に、家庭的保育者の自宅等で保育を提供する事業
	特別なケアが必要な子どもや、保護者の夜間勤務等に対応し、子どもの居宅等
店七切问空休月争未	で保育を1対1で提供する事業
車类形内仍套車業	病院や企業が、主に従業員の子どもを預かるために運営する施設で、その地域
事業所内保育事業 	において保育が必要な子どもを併せて預かり、保育を提供する事業

図表 26 地域型保育給付の対象施設

③幼児期の教育・保育の認定区分

「幼児期の教育・保育」の利用を希望する場合は、利用者の「認定区分」に応じて利用することとなります。利用者の「認定区分」は、子どもの年齢と保育の必要性の事由の有無により次の 3 区分となります。

保育の必要性なし 保育の必要性あり (保育の必要性あり (保育の必要性あり) (保育の必要性なし) (保育の必要性あり) (保育の必要性なし) (保育のなし) (保育

図表 27 認定区分

図表 28 認定区分別の対象者と対象施設・事業

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	 子どもが満 3 歳以上で、幼児期の教育を希望 	 幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、 保育を希望	認定こども園、保育所
3号認定	子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、 保育を希望	認定こども園、保育所、 地域型保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条各号に該当する以下の13事業を指します。

図表 29 地域子ども・子育て支援事業

	凶衣 29 ・ 地内 10 まま ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・									
	法定 13 事業 (本市事業名)	事業の概要	実施状況							
1	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な地域で、教育・保育施設や地域の子育 て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、 関係機関との連絡調整を実施する事業です。	実施							
2	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場事業、 子育て支援センター運営事業)	公共施設や商業施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。	実施							
3	ー時預かり事業 ^{※1}	保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、 主に昼間に子どもを保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業です。	実施							
4	乳児家庭全戸訪問事業 (妊産婦・新生児等訪問事業)	生後4か月までの乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	実施							
5	養育支援訪問事業 その他要保護児童等の 支援に資する事業 ^{※2}	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、心理相談員、 保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する・指導・助言等を行うこ とにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。また、 要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のた めに必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を 行っています。	実施							
6	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	乳幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方(依頼会員)、援助を行うことを希望する方(支援会員)、支援会員と依頼会員の両方に登録した方(両方会員)とが地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。	実施							
7	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時 的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要 な保護を行う事業です。	未実施							
8	時間外保育事業(延長保育事業)	保育所の在園児を対象に、保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の 状況により、標準的な開所時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対 象に、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。	実施							
9	病児保育事業	病気中又は病気の回復期にある子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用の保育室などで看護師・保育士が一時的に預かる事業です。	実施							
10	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	保護者が就労等で昼間に不在となる小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。	実施							
11)	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、 ①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊 娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	実施							
12	実費徴収に係る補足給付を行う 事業	世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるための日用品、文房 具、行事参加、私学助成幼稚園については副食材料費に係る実費負担 の全部又は一部を助成する事業です。	実施							
13	多様な主体が本制度に参入する ことを促進するための事業	幼児期の教育・保育施設へ民間事業者の参入促進に関する調査研究、 多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や 運営を促進するための事業です。	実施							

^{※1} 一時預かり事業には、「幼稚園等における預かり保育」と、「保育所等における一時預かり」の2種類があります。

^{※2} 事業の正式名称は、「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する 支援に資する事業」です。

教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業計画に「教育・保育を提供する区域」を定め、区域ごとに「必要量の見込み(事業のニーズ量)」、「必要量の確保方策(事業の供給量)」、「実施時期」を記載するよう定めています。

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業の整備計画を検討する単位となる地域区分です。地理的な条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の整備状況、市民の利用状況などを総合的に検討して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めます。

(2) 教育・保育の提供区域の設定とその考え方

本市は、市街地開発の歴史、人口の推移や年齢構成等の特徴から、「北部」「中部」「南部」の3つの地域で地域特性が異なっています。 幼児期の教育・保育事業など、市民が日常的・継続的に利用する事業は、「北部」「中部」「南部」の3区域として設定しました。また、利用頻度がそれほど高くないか、市全体として事業運営を行うことが効果的である事業を1区域として設定しました。放課後健全育成事業(放課後児童クラブ事業)は、利用対象者が基本的に小学校単位であるため、19の市立小学校区域としました。



図表 30 事業別の教育・保育提供区域と設定の考え方

区域数	区域の定義	区域設定の考え方	対象となる本市事業
1区域	大和市全域	・市民の事業の利用が 一時的か、利用頻度が 低い事業・市全域を対象として 事業運営を行うこと が効果的である事業	①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、④妊産婦・新生児等訪問事業、⑤養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業、⑥ファミリーサポートセンター事業、⑦子育て短期支援事業、⑨病児保育事業、⑪妊婦健康診査、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
3区域	北部、 中部、 南部の 3区域	・幼児期の教育・保育事業など、市民が日常的に利用する事業・幼児期の教育・保育と密接に関連する事業	○幼児期の教育・保育(幼稚園、認定こども園、保育所、地域型 保育事業)、③一時預かり事業、⑧延長保育事業
19 区域	小学校区域	・事業の利用対象が、基本的に小学校単位である事業	⑩放課後児童クラブ事業

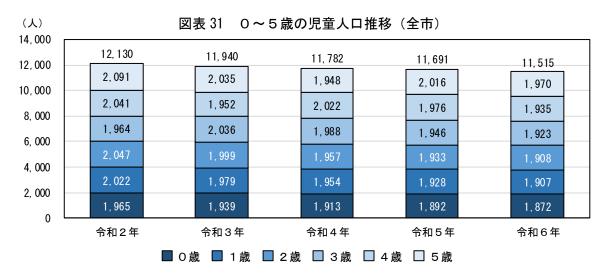
3 量の見込み(目標事業量)の算定に用いる児童人口推計

0~5歳における児童人口推計については、「健康都市やまと総合計画」で推計している将来人口を採用しました。なお、地域別の人口については、平成30年度の地域別人口の構成比が一定だと仮定して算出しています。

また、小学校区別の児童人口推計については、住民基本台帳データに基づき将来推計を行いました。

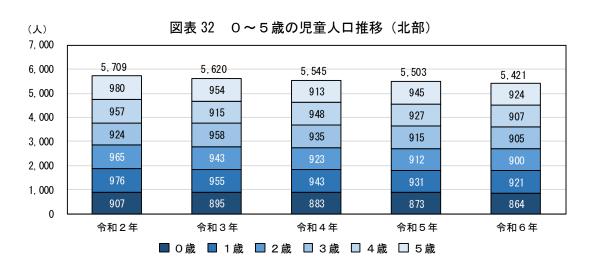
(1) 0~5歳の児童人口推計

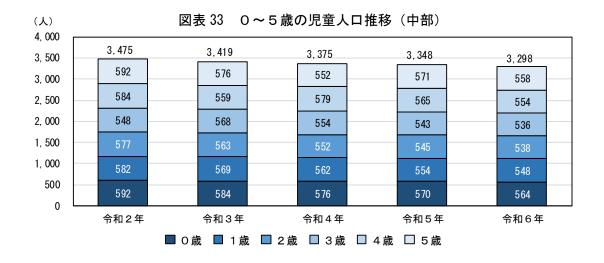
①全市(年齢別)

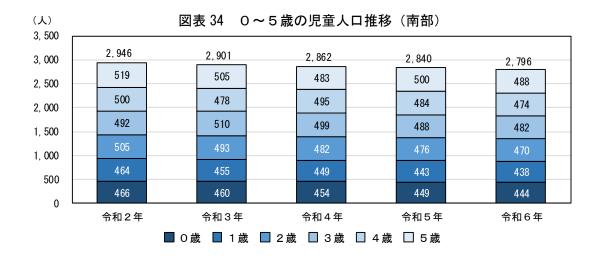


資料:健康都市やまと総合計画

23区域(年齢別)

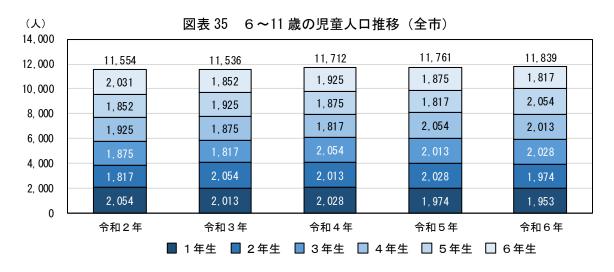






(2) 6~11歳の児童人口推計

①全市(学年別)



資料:住民基本台帳に基づき作成・推計(各年4月1日現在)

②19区域(小学校区域)

図表 36 6~11歳の児童人口推移(小学校区域)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
北大和小学校	1,130	1,115	1,143	1,190	1,159
林間小学校	961	967	974	984	1,025
大和小学校	987	955	965	960	954
草柳小学校	397	383	376	369	360
深見小学校	502	491	499	486	489
桜丘小学校	429	433	458	469	477
渋谷小学校	614	634	639	649	671
西鶴間小学校	672	670	691	692	663
緑野小学校	799	836	869	860	898
上和田小学校	253	248	256	254	249
柳橋小学校	508	498	493	478	467
南林間小学校	585	577	566	545	533
福田小学校	605	614	630	634	644
大野原小学校	686	680	689	681	677
下福田小学校	482	466	462	459	439
大和東小学校	494	496	519	557	588
文ヶ岡小学校	464	475	472	454	448
中央林間小学校	633	671	695	717	766
引地台小学校	353	327	316	323	332
合計	11,554	11,536	11,712	11,761	11,839

資料:住民基本台帳に基づき作成・推計(各年4月1日現在)

幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の計画値と実績値の状況

平成30年度末時点における計画の供給量(確保方策)達成率と計画の最終年度(令和元年度)までの目標値に対する進捗状況は次のとおりです。なお、平成31年には4年連続で4月1日時点の待機児童数ゼロを達成しました。

供給量(確保方策)計画値(平成30年度) 子どもの認定区分 令和元年度目標值(進捗率) 計画値(A) 実績値(B) 達成率(B/A) 104.1% 1号+2号のうち教育利用 4,159人 4,329 人 4,159人(104.1%) 2号(保育利用) 2,185 人 2,169 人 99.3% 2,509人(86.4%) 397人 442人(89.8%) 3号(0歳) 397人 100.0% 3号(1~2歳) 1,797人 1,504 人 83.7% 2,105人(71.4%) 合 計 8,538 人 8,399人 984%

図表 37 幼児期の教育・保育の計画値と実績値(平成 30 年度)

(2) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望を踏まえつつ、計画期間の児童人口推計と直近の保育の利用実績等を基に保育ニーズを推計し、次に3歳から5歳の人口推計値から2号認定にかかる保育ニーズを差し引いた数値を教育ニーズと捉えました。

①教育ニーズに対する確保方策

市内の私立幼稚園における在園児童数が認可定員を下回っていることから、ニーズを充足するものと考えられます。今後も、新制度への移行を希望する私立幼稚園に対しては、随時情報提供を行うなど、的確な対応に努めていきます。

②保育ニーズに対する確保方策

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要の増加が見込まれますが、保育所や小規模保育施設の整備を進め入所定員の拡大を図ります。また、保育の受け皿として幼稚園を活用するために、一時預かり事業の活用や送迎ステーション事業の充実を図るなど、さまざまな手法を組み合わせながら、待機児童数ゼロの継続に向けて取り組みます。

図表 38 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策(全市)

	全市			令和2年			令和3年				
			2号			3号			号	3号	
		1号	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳	1号	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の	見込み (a)	3,340	368	2,388	366	1,940	3,107	368	2,548	378	2,081
確保	方策合計(b)		4,090	2,698	467	1,951		4,090	2,825	502	2,121
	特定教育・保育施設 (給付対象)		2,258	2,436	357	1,357		2,236	2,523	377	1,460
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		1,464					1,486			
	特定地域型保育事業 (給付対象)				69	335				84	415
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			44	29	102			44	29	102
	その他の確保方策*		368	218	12	157		368	258	12	144
差引	(c=b-a)		382	310	101	11		615	277	124	40

				令和4年					令和5年		
	全市	1号		号		3号		2号		3号	
		1 /5	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳	1号	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の	見込み (a)	2,859	368	2,731	385	2,068	2,717	368	2,853	398	2,070
確保方策合計 (b)			4,090	2,825	505	2,072		4,090	2,858	511	2,093
	特定教育・保育施設 (給付対象)		2,236	2,523	377	1,460		2,236	2,556	383	1,481
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		1,486					1,486			
	特定地域型保育事業 (給付対象)				87	431				87	431
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			44	29	102			44	29	102
	その他の確保方策*		368	258	12	79		368	258	12	79
差引	(c=b-a)		863	94	120	4		1,005	5	113	23

				令和6年			
	全市	1号	2	号	3号		
		1 /5	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳	
量の	見込み (a)	2,536	368	2,924	413	2,069	
確保方策合計 (b)			4,090	2,924	523	2,135	
	特定教育・保育施設 (給付対象)		2,236	2,622	395	1,523	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		1,486				
	特定地域型保育事業 (給付対象)				87	431	
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			44	29	102	
	その他の確保方策*		368	258	12	79	
差引	(c=b-a)		1,186	0	110	66	

※幼稚園における預かり保育、企業主導型保育事業等

図表 39 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策(北部)

				令和2年			令和3年				
	北部			号		3号			号	3号	
		1号	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳	1号	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の	見込み (a)	1,484	129	1,248	186	997	1,368	129	1,330	191	1,069
確保	方策合計(b)		1,850	1,508	243	997		1,850	1,562	255	1,099
	特定教育・保育施設 (給付対象)		1,050	1,366	204	763		1,050	1,420	210	793
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		671					671			
	特定地域型保育事業 (給付対象)				28	141				34	173
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			3	3	8			3	3	8
	その他の確保方策		129	139	8	85		129	139	8	125
差引	(c=b-a)		237	260	57	0		353	232	64	30

				令和4年					令和5年		
	北部	1号		号		号	1号		号	3号	
		1 /5	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳	15	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の	見込み (a)	1,170	129	1,497	201	1,138	1,099	129	1,559	205	1,131
確保	方策合計(b)		1,850	1,562	258	1,050		1,850	1,562	258	1,050
	特定教育・保育施設 (給付対象)		1,050	1,420	210	793		1,050	1,420	210	793
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		671					671			
	特定地域型保育事業 (給付対象)				37	189				37	189
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			3	3	8			3	3	8
	その他の確保方策		129	139	8	60		129	139	8	60
差引	(c=b-a)		550	65	57	-88		622	3	53	-81

				令和6年		
	北部	1号	_	号	3	号
		1 7	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の	見込み (a)	1,017	129	1,589	212	1,120
確保方策合計(b)			1,850	1,595	264	1,071
	特定教育・保育施設 (給付対象)		1,050	1,453	216	814
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		671			
	特定地域型保育事業 (給付対象)				37	189
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			3	3	8
	その他の確保方策		129	139	8	60
差引	(c=b-a)		703	6	52	-49

図表 40 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策(中部)

				令和2年					令和3年		
	中部	1号		号		号	1号		号		号
		1 7	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳	' '	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の	量の見込み (a)		153	665	108	539	852	153	698	110	562
確保	確保方策合計 (b)		1,230	695	147	550		1,230	735	155	602
	特定教育・保育施設 (給付対象)		778	656	101	372		778	656	109	424
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		299					299			
	特定地域型保育事業 (給付対象)				17	86				17	86
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			39	25	85			39	25	85
	その他の確保方策		153	0	4	7		153	40	4	7
差引	(c=b-a)		171	30	39	11		225	37	45	40

				令和4年					令和5年		
	中部	1号		号		号			号		号
		1 7	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳	1 7	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)		865	153	667	106	496	827	153	699	111	501
確保方策合計(b)			1,230		155	602		1,230	735	155	602
	特定教育・保育施設 (給付対象)		778	656	109	424		778		109	424
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		299				299				
	特定地域型保育事業 (給付対象)				17	86				17	86
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			39	25	85			39	25	85
	その他の確保方策		153	40	4	7		153	40	4	7
差引	(c=b-a)		212	68	49	106		250	36	44	101

				令和6年		
	中部	1号	2	号	3	号
		1 /5	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の	見込み (a)	775	153	720	116	507
確保	方策合計(b)		1,230	735	155	602
	特定教育・保育施設 (給付対象)		778	656	109	424
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		299			
	特定地域型保育事業 (給付対象)				17	86
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			39	25	85
	その他の確保方策		153	40	4	7
差引	(c=b-a)		302	15	39	95

図表 41 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策(南部)

				令和2年					令和3年		
	南部	1号		号		号	1号		号		号
		1 7	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳	1 /5	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の	見込み (a)	950	86	475	72	404	887	86	520	77	450
確保方策合計(b)			1,010	495	77	404		1,010	528	92	450
	特定教育・保育施設 (給付対象)		430	414	52	222		408	447	58	243
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		494					516			
	特定地域型保育事業 (給付対象)				24	108				33	156
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			2	1	9			2	1	9
	その他の確保方策		86	79	0	65		86	79	0	12
差引	(c=b-a)		-26	20	5	0		37	8	15	-30

				令和4年					令和5年		
	南部	1号		号		号	1号	2号		3号	
		17	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳	' '7	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の	量の見込み (a)		86	567	78	434	791	86	595	82	438
確保	確保方策合計 (b)		1,010		92	420		1,010	561	98	441
	特定教育・保育施設 (給付対象)		408	447	58	243	408		480	64	264
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		516				516				
	特定地域型保育事業 (給付対象)				33	156				33	156
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			2	1	9			2	1	9
	その他の確保方策		86	79	0	12		86	79	0	12
差引	(c=b-a)		100	-39	14	-14		133	-34	16	3

				令和6年		
	南部	1号	2	号	3	号
		1 7	教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の	見込み (a)	744	86	615	85	442
確保	方策合計(b)		1,010	594	104	462
	特定教育・保育施設 (給付対象)		408	513	70	285
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		516			
	特定地域型保育事業 (給付対象)				33	156
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			2	1	9
	その他の確保方策		86	79	0	12
差引	(c=b-a)		180	-21	19	20

5 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の 目標事業量を設定します。さらに、目標事業量に対応するよう、各年度における事業の提供体制の確保の 内容と実施時期(確保方策)を定めます。

(1) 利用者支援事業

事業の概要

子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、保育コンシェルジュによる情報の提供や相談・助言などを行います。また、妊娠を考えたときから、妊娠・出産・子育て期にわたるまでの相談にかかわるワンストップ相談機能として、平成29年度に「子育て何でも相談・応援センター」を保健福祉センターに設置しました。電話や来所相談に応じるとともに、母子健康手帳の交付時に全数の妊婦と保健師が面談を行い、支援を必要とする妊婦に対し支援プランを作成し、継続的な支援を実施しています。

量の見込みと確保方策

(ア) 基本型・特定型

幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用に向けて、利用者の身近な場所で実施できるよう、市内3か所(保健福祉センター、子育て支援センター、子育て支援施設「きらきらぼし」)に保育コンシェルジュを配置します。

※基本型:子育て家庭から日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、子育て支援事業や保育所等にあたっての助言・支援を行うほか、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどを行う。

※特定型:子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種のサービスに関する 情報提供や利用に向けての支援などを行う。いわゆる保育コンシェルジュ。

図表 42 利用者支援事業(基本型・特定型)の量の見込みと確保方策

			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(a)	(か所)	3	3	3	3	3
確保方策	(b)	(か所)	3	3	3	3	3
差引(c=b-a)			0	0	0	0	0

(イ) 母子保健型

「子育て何でも相談・応援センター」を、子育て相談のワンストップ拠点として運営します。 ※母子保健型:保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からのさまざまな相談に応じ、母子保健サービス等の情報提供や関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。

図表 43 利用者支援事業(母子保健型)の量の見込みと確保方策

			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(a)	(か所)	1	1	1	1	1
確保方策	(b)	(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

公共施設や商業施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や 悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。主に0~2歳の子どもとその保護者を 対象としています。

本市では、子育て支援センター、こども一る中央林間、こども一る鶴間、こども一る高座渋谷の4か所で実施しています。平成30年度は、市内4か所の合計で月に延べ2,827人日の利用がありました。

図表 44 地域子育て支援拠点事業の利用実績の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
利用延べ日数 (人日/月)	2,690	2,999	2,637	2,827

量の見込みと確保方策

平成 30 年8月にこども一るつきみ野が市民交流拠点ポラリスに移転(移転により名称をこども一る中央林間に変更)したことで利用者が増加しています。今後も利用ニーズは増加することを見込み、計画最終年の令和6年度の月当たり利用延べ回数を3,186 人日と推計しました。

市内4か所で実施していますが、より身近な地域で利用できることが望ましいことから、令和3年に開 所予定の公私連携型保育所内において新たに開設することとし、計画期間中に5か所とします。

図表 45 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(a)	(人数)	3,061	3,092	3,123	3,154	3,186
確保方策	(b)	(か所)	4	5	5	5	5

(3)-1 一時預かり事業(幼稚園等における預かり保育)

事業の概要

保護者の用事や就労等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園(認定こども園の教育機能部分を含む。以下「幼稚園等」という。)の在園児について、主として幼稚園等の教育標準時間の前後に一時的に預かる事業です。

平成 26 年度から、市内すべての幼稚園等 17 園が預かり保育を実施しており、平成 30 年度における幼稚園預かり保育の利用実績は83,953 人日となっています。

図表 46 幼稚園等における預かり保育の利用実績の推移

利用実績	(人日/年)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	
	全市	59,878	72,008	83,963	83,953	
	北部	30,541	34,929	37,653	36,788	
	中部	10,300	12,307	18,828	19,872	
	南部	19,037	24,772	27,482	27,293	

量の見込みと確保方策

直近の利用実績の伸び率と、本市ニーズ調査に基づく幼児教育・保育の無償化後の利用意向の増加を見込み、計画期間の幼稚園における預かり保育の量の見込みを推計しました。計画最終年である令和6年度の利用延べ回数を92,414人日と推計しました。

希望する在園児が利用できるよう、幼稚園等の預かり保育の推進に努めていきます。

図表 47 幼稚園等における預かり保育の量の見込みと確保方策 (全市)

全市		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a)	(人日)	85,975	87,449	89,012	90,665	92,414
確保方策 (b)	(人日)	85,975	87,449	89,012	90,665	92,414
	(か所)	17	17	17	17	17
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 48 幼稚園等における預かり保育の量の見込みと確保方策(北部)

北部		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	(a)	(人日)	35,804	35,469	35,153	34,855	34,575
確保方策 (b)		(人日)	35,804	35,469	35,153	34,855	34,575
		(か所)	8	8	8	8	8
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0	

図表 49 幼稚園等における預かり保育の量の見込みと確保方策(中部)

中部		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	(a)	(人日)	22,619	24,178	25,805	27,504	29,279
確保方策 (b)		(人日)	22,619	24,178	25,805	27,504	29,279
		(か所)	5	5	5	5	5
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0	

図表 50 幼稚園等における預かり保育の量の見込みと確保方策(南部)

南部		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	(a)	(人日)	27,552	27,802	28,054	28,306	28,560
確保方策 (b)		(人日)	27,552	27,802	28,054	28,306	28,560
		(か所)	4	4	4	4	4
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0	

(3)-2 一時預かり事業(保育所等における一時預かり、幼稚園型を除く)

事業の概要

保育所等における一時預かりは、O~5歳児を対象としています。保護者の用事や就労等、家庭において保育を受けることが一時的又は断続的に困難となった乳幼児について、主として昼間に市内の保育所で一時的に預かる事業です。平成30年度末時点で、市内の保育所53園(北部31園、中部15園、南部7園)で実施しています。平成28年度以降、保育所等における一時預かりの利用実績は減少傾向にあり、平成30年度の年間利用実績は延べ10,902人日となっています。

平成 30 年4月に開所した中央林間東急スクエア内の大和市子育て支援施設で実施している預ける理由を問わない託児事業や、幼稚園等の教育時間の前後に児童を預かる送迎ステーション事業についても本事業に該当し、平成 30 年度の年間利用実績合計は延べ 5,704 人日となっています。

図表 51 保育所等における預かり保育の利用実績の推移

利用実績 (人日/年) 平成 27 年 平成 28 年 平成 29 年 平成 30 年 全市 10,631 11,989 11,818 16,606 北部 4,763 4,794 4,695 9,764 中部 5,511 6,779 6,471 6,415 南部 357 416 652 427

量の見込みと確保方策

各保育所における一時預かりと大和市子育で支援施設での託児事業及び送迎ステーション事業の直近の利用実績の推移から、量の見込みを推計しています。また、令和3年4月の開所に向けて、旧青少年センター跡地に公私連携型保育所等の整備を進めており、当該施設においても一時預かり事業及び送迎ステーション事業の実施を予定していることから、これによる利用ニーズの増加も見込み、計画最終年である令和6年度の利用延べ回数を34,043人日と推計しました。

認可保育所等の新設に伴い、一時預かりの受け入れ枠が増加するよう努めるとともに、公私連携型保育所の整備を着実に進めていきます。

図表 52 保育所等における預かり保育の量の見込みと確保方策 (全市)

全市		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	(a)	(人日)	20,938	26,641	30,377	34,143	34,043
確保方策 (b)		(人日)	20,938	26,641	30,377	34,143	34,043
		(か所)	67	75	76	77	79
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0	

図表 53 保育所等における預かり保育の量の見込みと確保方策(北部)

北部		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a)	(人日)	14,338	14,251	14,185	14,138	14,109
確保方策(b)	(人日)	14,338	14,251	14,185	14,138	14,109
	(か所)	36	39	40	40	41
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 54 保育所等における預かり保育の量の見込みと確保方策(中部)

中部			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(a)	(人日)	6,073	11,804	15,541	19,282	19,131
確保方策 (b)		(人日)	6,073	11,804	15,541	19,282	19,131
		(か所)	22	23	23	23	23
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0	

図表 55 保育所等における預かり保育の量の見込みと確保方策(南部)

南部		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a)	(人日)	527	586	651	723	803
確保方策 (b)	(人日)	527	586	651	723	803
	(か所)	9	13	13	14	15
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

(4) 妊産婦・新生児等訪問事業

事業の概要

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師、保健師等が訪問し、育児環境の確認や乳児と母親、その家族に対する保健指導、育児支援、及び情報提供を行います。また、必要な子育て支援サービスにつなげます。

平成 30 年度の訪問人数は 1,858 人で、訪問率は 94.1%となっています。

なお、長期に里帰りしている家庭や入院している乳児については、里帰り先の市町村や医療機関とも連携し、状況把握に努めています。

平成 27 年 平成 28 年 平成 29 年 平成 30 年 訪問人数 (人数) 2,198 2,030 1,999 1,858 訪問率 100.2 97.2 (%) 99.6 94.1

図表 56 妊産婦・新生児等訪問事業の利用実績の推移

量の見込みと確保方策

計画期間の O 歳児の児童人口推計に基づき、妊産婦・新生児等訪問事業の量の見込みを推計し、計画最終年である令和 6 年度の訪問人数の見込みを 1,872 人と推計しました。

出生数の減少が見込まれますが、現行体制を維持し、特に育児不安が強い時期に訪問し、支援ができるよう対応します。引き続き、子育て家庭に必要な情報の提供や育児状況の確認を行うとともに、子育て支援が特に必要な家庭の早期把握と継続支援を行います。

図表 57 好産婦・新生児等訪問事業の量の見込みと確保方策 令和 2 年 令和 3 年 令和 4 年 令和 5 年

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(人数)	1,965	1,939	1,913	1,892	1,872
確保方策	尾施体制(人)	市常勤職員(保健師 13 名・管理栄養士2名)に加え、助産師等				
唯体力 東 ラ	毛心体的(人)	の非常勤職員	員を確保し 、 ≦	全戸訪問を行	います。	
	実施機関	市直営で実施	もします。			

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対し、心理相談員、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。平成30年度の訪問延べ人数は893人でした。

また、要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し、子どもの適切な保護・支援及び予防のために必要な情報共有を行うとともに、支援等の内容に関する会議を平成 30 年度には 15 回開催しました。

平成 27 年 平成 28 年 平成 29 年 平成 30 年 要保護児童数 (人数) 184 207 251 245 要支援児童数 (人数) 30 73 98 102 訪問延べ人数 (人数) 634 766 941 893

図表 58 要支援児童数と要保護児童数の推移

量の見込みと確保方策

要保護及び要支援児童等への訪問は個別の実情に応じたものであり、必要な訪問の頻度はその事情により大きく差異が生じます。このため、今後の増減を見込むことが困難なことから、量の見込みは過去3か年の実績に基づく平均値としました。

今後は、産科医療機関との連携強化をさらに進め、産後うつの早期発見・早期支援体制の強化に取り組むとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談しやすい体制の整備に努めます。

また、各家庭の状況により必要とする支援が異なるため、要保護児童対策地域協議会の関係機関等と連携して家庭環境等の把握に努め、的確な支援を実施していきます。

※子ども家庭総合支援拠点: 平成 28 年度の児童福祉法改正で設置が努力義務化された。支援拠点はソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行う。

図表 59 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援 に資する事業の量の見込みと確保方策

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込	よみ (人数)	867	867	867	867	867
確保力	ī策 実施体制	家事援助にて	を援は、市の町 Oいては、訪問 を援を行います	問派遣事業所		-, , , , , , ,
	実施機関	市で実施します。				
	委託団体等	大和市と契約締結している訪問員派遣事業所				

(6) ファミリーサポートセンター事業

事業の概要

乳幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方(依頼会員)、援助を行うことを希望する方(支援会員)、支援会員と依頼会員の両方に登録した方(両方会員)とが互いに助け合う活動です。市は活動に関する連絡、調整を行います。依頼会員の対象者は、生後 O 日から小学校 6 年生までの子どもの保護者です。

平成31年3月末時点で、支援会員139人、依頼会員1868人、両方会員18人が会員登録し、平成30年度は年間で延べ11,314人日の利用がありました。

図表 60 ファミリーサポートセンター事業の利用実績の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
利用延べ日数 (人日/年)	9,516	11,391	11,356	11,314

量の見込みと確保方策

幼稚園や保育所等の一時預かりなどの預かりサービスの多様化に伴い、本事業の利用実績は減少傾向となっています。一方で、令和元年 10 月以降の幼児教育・保育無償化に伴う利用増が見込まれるなど、減少要因と増加要因の両方が想定されることから、今後の量の見込みについては平成 30 年度実績と同数を見込みました。

支援会員が依頼会員に比べ少ないことから、支援会員を増やすため、ホームページやチラシ等による 広報活動、地域の会員数の拡大に向け周知を行います。

図表 61 ファミリーサポートセンター事業の量の見込みと確保方策

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人日)	11,314	11,314	11,314	11,314	11,314
確保方策 (b) (人日)	11,314	11,314	11,314	11,314	11,314
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

(7) 子育て短期支援事業

事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、 児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。本市では実施していない事業です。

量の見込みと確保方策

本市ニーズ調査による子育て短期支援事業の利用実績に基づき推計しましたが、量の見込みはありませんでした。利用ニーズが生じた場合には、市内に活用可能な施設がないため、他市の既存施設の活用等を検討します。

(8) 延長保育事業

事業の概要

保育所等の在園児を対象に、保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の状況により、標準的な開所時間 を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

平成30年度末時点で、北部35園、中部15園、南部10園の保育所等で実施しています。延長保育事業の利用実績は増加傾向にあり、平成30年度の年間利用延べ回数は84,717人日、利用者数は2,017人となっています。

利用実績(人)		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年			
	全市	1,617	1,642	1,847	2,017			
	北部	860	913	1,051	1,112			
	中部	495	504	551	599			
	南部	262	225	245	306			

図表 62 保育所における延長保育事業の利用実績の推移

量の見込みと確保方策

直近の利用実績の伸び率に基づき量の見込みを推計し、計画最終年である令和6年度の利用人数を3,807人と推計しました。

延長保育を実施している保育所等の在園児童については、すべての世帯が保護者の就労時間等の要件に合わせて必要な延長保育を受けることができる状況にあり、今後も同様に継続される見込みです。認可保育所等の新設や、認可外保育施設の認可保育所等への移行に伴い、保育の受け皿が増えることから、延長保育を必要とする世帯が円滑に利用できるよう必要な支援に努めます。

全市		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年			
量の見込み (a)	(人数)	2,487	2,764	3,072	3,419	3,807			
確保方策 (b)	(人数)	2,487	2,764	3,072	3,419	3,807			
	(か所)	72	80	81	82	84			
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0			

図表 63 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策(全市)

図表 64 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策(北部)

北	部		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(お	a)	(人数)	1,357	1,499	1,655	1,829	2,020
確保方策(I	b)	(人数)	1,357	1,499	1,655	1,829	2,020
		(か所)	39	42	43	43	44
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0	

図表 65 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策(中部)

中	部		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み((a)	(人数)	712	776	846	922	1006
確保方策((b)	(人数)	712	776	846	922	1006
		(か所)	22	23	23	23	23
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0	

図表 66 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策(南部)

南部	I	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(a)	(人数)	418	489	571	668	781
確保方策(b)	(人数)	418	489	571	668	781
	(か所)	11	15	15	16	17
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業

事業の概要

病気中又は病気の回復期にある子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用 の保育室などで看護師及び保育士が一時的に預かる事業です。

平成30年度末時点においては、市内2か所で実施していましたが、令和元年度からは、新たに1か所で事業を開始し、合計3か所で事業を実施するとともに、既存施設の定員拡大を図りました。なお、平成30年度は、年間で延べ1,235人の利用がありました。

図表 67 病児保育事業の利用実績の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	
利用延べ日数 (人日	/年)	1,220	1,305	1,276	1,235	

量の見込みと確保方策

令和元年度からの施設数及び定員数の拡大を含め、病児保育事業に係る利用実績の推移をもとに、病児保育事業の量の見込みを推計しました。計画最終年である令和6年度の利用人数を1,896人と推計しました。地域や時期による必要量の違いを見極めつつ、ホームページ等の広報媒体や、利用者支援事業を通じて、利用促進のための周知を図っていきます

図表 68 病児保育事業の量の見込みと確保方策

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	2,075	2,028	1,983	1,939	1,896
確保方策 (b) (人数)	2,075	2,028	1,983	1,939	1,896
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(10) 放課後児童クラブ事業

事業の概要

保護者が就労や疾病等により放課後等に家庭において健全な育成を受けられない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。平成30年度末時点で、25か所(公営17か所、民営委託2か所、民営補助6か所)で実施しており、令和元年5月1日現在の入会児童数は、民営クラブも含めて1,807人です。

図表 69 放課後児童クラブ事業の利用実績の推移(各年5月1日現在)

入会児童数(人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
全市	1,327	1,511	1,537	1,707	1,807
北大和小学校	148	163	172	200	221
林間小学校	115	129	126	118	117
大和小学校	98	100	106	112	130
草柳小学校	57	67	64	58	59
深見小学校	56	52	50	61	67
桜丘小学校	51	51	54	61	68
渋谷小学校	74	92	91	104	93
西鶴間小学校	98	112	109	121	124
緑野小学校	110	109	130	119	134
上和田小学校	37	41	32	43	38
柳橋小学校	53	53	68	82	93
南林間小学校	82	80	83	106	120
福田小学校	66	67	64	71	80
大野原小学校	77	75	80	107	111
下福田小学校	47	59	57	65	66
大和東小学校	44	64	61	80	76
文ヶ岡小学校	49	56	53	64	74
中央林間小学校	54	73	77	89	90
引地台小学校	56	68	60	46	46

量の見込みと確保方策

新・放課後子ども総合プランにおける放課後児童健全育成事業に係る量の見込みの算出等の考え方に基づき、各年度の放課後児童クラブの小学校1年生の利用者は、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けることが見込まれる人数を勘案するととともに、小学校2年生以上の利用者については、放課後児童クラブ入会児童における、学年ごとの利用率の実績も考慮して、量の見込みを推計しました。

女性の就労意欲の高まりを受け、共働き世帯が増える中で、入会を希望する児童の増加が見込まれることから、今後も児童の居室の確保が必要であると考えられます。学校の余裕教室や民間活力を活用し、すべての児童の受け入れが可能となるよう、教育委員会をはじめとする関係機関等との連携、調整を密にし、居室の確保を図っていきます。

平成 28 年度からは、放課後児童クラブと放課後子ども教室、放課後寺子屋やまととの連携を開始しており、児童が充実した放課後の時間を過ごすことができるよう、これからも持続した連携強化に努めます。

図表 70 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(全市)

全市		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(a)(人数)	1,930	2,046	2,154	2,240	2,310
	1 年生	660	680	712	719	747
	2 年生	531	584	600	628	632
	3 年生	415	423	466	482	500
	4 年生	199	233	232	259	264
	5 年生	80	91	104	105	118
	6年生	45	35	40	47	49
確保方策 (b)	(人数)	1,930	2,046	2,154	2,240	2,310
	(か所)	25	25	25	25	25
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 71 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(北大和小学校)

北大和小学校		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a)	(人数)	238	255	271	288	291
確保方策(b)	(人数)	238	255	271	288	291
	(か所)	4	4	4	4	4
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 72 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(林間小学校)

林間小学校		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	(a)	(人数)	129	137	138	142	147
確保方策	(b)	(人数)	129	137	138	142	147
		(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0	

図表 73 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策 (大和小学校)

大和小学校		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	(a)	(人数)	130	127	131	135	134
確保方策	(b)	(人数)	130	127	131	135	134
		(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0	

図表 74 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(草柳小学校)

草柳小学校		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	(a)	(人数)	57	56	55	52	49
確保方策	(b)	(人数)	57	56	55	52	49
		(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0	

図表 75 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策 (深見小学校)

深見小学校			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(a)	(人数)	73	76	79	79	89
確保方策	(b)	(人数)	73	76	79	79	89
		(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)			0	0	0	0	0

図表 76 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(桜丘小学校)

桜丘小学校		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a)	(人数)	71	78	91	100	102
確保方策 (b)	(人数)	71	78	91	100	102
	(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0	

図表 77 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策 (渋谷小学校)

渋谷小学校			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(a)	(人数)	97	105	111	117	127
確保方策	(b)	(人数)	97	105	111	117	127
		(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)			0	0	0	0	0

図表 78 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(西鶴間小学校)

西鶴間小学校		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	(a)	(人数)	126	129	136	137	135
確保方策 (b)		(人数)	126	129	136	137	135
		(か所)	2	2	2	2	2
差引 (c=b-a)			0	0	0	0	0

図表 79 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策 (緑野小学校)

緑野小学校			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(a)	(人数)	126	128	136	142	144
確保方策	(b)	(人数)	126	128	136	142	144
		(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)			0	0	0	0	0

図表 80 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(上和田小学校)

上和田小学校		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a)	(人数)	39	40	41	42	42
確保方策 (b)	(人数)	39	40	41	42	42
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 81 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(柳橋小学校)

柳橋小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	103	107	109	108	112
確保方策 (b) (人数)	103	107	109	108	112
(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 82 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(南林間小学校)

南林間小学校			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(a)	(人数)	142	154	156	158	156
確保方策	(b)	(人数)	142	154	156	158	156
		(か所)	2	2	2	2	2
差引 (c=b-a)			0	0	0	0	0

図表83 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(福田小学校)

福田小学校		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(a) (人数)	88	95	104	107	112
確保方策(b)(人数)	88	95	104	107	112
	(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

図表84 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(大野原小学校)

大野原小学校			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(a)	(人数)	121	125	133	137	145
確保方策	(b)	(人数)	121	125	133	137	145
		(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)			0	0	0	0	0

図表 85 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(下福田小学校)

下福田小学校		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(a	(人数)	80	81	79	77	73
確保方策(b	(人数)	80	81	79	77	73
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 86 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策 (大和東小学校)

大和東小学校		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	(a)	(人数)	83	89	97	109	118
確保方策	(b)	(人数)	83	89	97	109	118
		(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0	

図表 87 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(文ヶ岡小学校)

文ヶ岡小学校			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(a)	(人数)	75	86	88	89	94
確保方策	(b)	(人数)	75	86	88	89	94
		(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)			0	0	0	0	0

図表 88 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(中央林間小学校)

中央林間小学校			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(a)	(人数)	111	141	164	186	207
確保方策	(b)	(人数)	111	141	164	186	207
		(か所)	2	2	2	2	2
差引 (c=b-a)			0	0	0	0	0

図表89 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(引地台小学校)

引地台小学校			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	(a)	(人数)	41	37	35	35	33
確保方策	(b)	(人数)	41	37	35	35	33
		(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)			0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

事業の概要

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊娠中に行われる医療機関や助産院での健康診査に対する費用の一部を公費助成するものです。

市では 14 回までの公費助成を行い、平成 29 年度には 1 人あたりの助成額を 68,000 円に増額するとともに、多胎妊娠については回数を追加し、 1 人あたりの助成額を 17 回分、総額 80,000 円としました。平成 30 年度は 2,122 人を対象に、23,491 回の妊婦健康診査の公費助成を行いました。

また、平成 27 年度からは、妊娠中の歯と口腔の健康増進を目的に、妊娠中に歯科検診を公費で受診できる妊婦歯科検診を開始しました。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
受診者数 (人数)	2,232	2,187	2,285	2,122
延べ回数 (回数)	25,501	24,617	24,287	23,491

図表 90 妊婦健康診査の利用実績の推移

量の見込みと確保方策

直近の受診者数の推移と対象者 1 人あたりの平均公費助成回数から量の見込みを推計しました。計画 最終年である令和 6 年度の妊婦健康診査の対象者数は 1,959 人、健診延回数は 21,516 回と推計しま した。

妊娠中に定期健診を受けることにより、安心・安全な出産ができる体制を確保するため、標準的な妊婦健康診査回数である 14 回分の健診費用の一部を助成します。妊婦が健康診査を通じて健康づくりへの意識を高め、生まれてくる子どもの健康増進につながるよう、引き続き、母子健康手帳交付時の啓発や医療機関等の協力により、受診率の維持・向上を図っていきます。

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	(人数)	2,066	2,039	2,012	1,985	1,959	
(健診延べ回数)		22,696	22,395	22,098	21,805	21,516	
確保方策	実施場所	妊婦健康診査が可能な産婦人科を標榜している医療機関・助産院					
	実施体制	・市が審査支払事務を委託している神奈川県産科婦人科医会を介して健診費用の支払が可能な医療機関・直接委託契約している助産院・その他の医療機関や助産院は、受診者からの還付申請で対応					
	検査項目	・国が示す標準的な妊婦健康診査項目に準ずる・市が定める健康診査の内容					
	実施時期 ・ 妊婦健康診査費用補助券交付日から出産の日まで						

図表 91 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、 文房具、また私学助成幼稚園については副食材料費、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する 費用又は行事への参加に要する費用等の助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、すべての子どもの健やかな成長を保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要とされています。

そこで、本市では、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進 の推進に関する体制の確保の内容として、次のように取り組んでいきます。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

幼稚園と保育所の良さを合わせ持つ認定こども園は、保護者の就労状況の変化にも対応しやすいことから、保護者から高い関心を寄せられており、待機児童の解消にも有効な施策であると捉えています。そのため既存施設には、移行に向けて必要となる情報提供を行うとともに、施設設置者の意向や待機児童の状況及び保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園への移行について適宜働きかけていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する事項

現在、市内の認可保育所及び私設保育施設の保育士を対象に研修会を年4回開催していることから、今後は幼稚園教諭と保育士の共通テーマを設定することで、幼稚園教諭も参加しやすい研修会を検討していきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対しては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を 目指すとの考え方を基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの権利と発達を保障し、良質かつ適切な内容 及び水準で子ども・子育て支援を提供する役割を求めていきます。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子ども やその家族に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り 講じていきます。 さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容に則り、 各施設が適切な教育・保育を提供するよう、県と連携して必要な助言や支援行うことで、質の高い教育・ 保育の確保に努めていきます。

(4) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

教育・保育施設の設置者に対して、地域型保育事業の実施内容等を周知していくことで制度について理解を深めていただくとともに、情報交換会等を開催することで、連携を図りやすい体制を構築していきます。

現在実施している幼保小連携連絡会を通じて、今後も子どもに対する情報の共有を図るとともに、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士が相互に施設を訪問できるような体制を構築していきます。また、保育所に通園している子どもが、円滑に児童クラブを利用できるよう、施設の事前見学の実施や、必要に応じて保育士と児童クラブ支援員との情報共有、子どもの生育情報の伝達等を行うことで、継続した支援を実施していきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保の内容

幼児教育・保育の無償化により新たな給付(子育てのための施設等利用給付)の対象となった認可外保育施設や私学助成の幼稚園など(特定子ども・子育て支援施設)については、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便の増進を図るため、施設や事業者等による法定代理受領(現物給付)を進めることで、保護者が希望する幅広い幼児教育・保育の機会を確保します。

また、特定子ども・子育て支援施設としての確認と公示を行うとともに、県と連携を図りながら指導監督と監査を実施するなど、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

8 その他の事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

■1・2歳の保育定員の増加

保護者が産後の休業や育児休業後の希望する時期に、保育所をはじめとする幼児期の教育・保育施設等 を利用することができるよう特定教育・保育施設等の計画的な整備に取組ます。

■保育所等の入所選考基準における配慮

産後の休業や育児休業からの職場復帰時に保育所等を円滑に利用することができるよう、保育所等の 入所選考基準における優先順位を高く設定します。

■利用者支援事業における相談体制の充実

保護者に対して特定教育・保育施設等に係る相談や情報提供を十分に行うために、保健福祉センター、 子育て支援センター、子育て支援施設「きらきらぼし」で、気軽に相談が行えるような環境を整備してい きます。

■市ホームページによる情報提供の充実

市ホームページの充実や子育で情報誌の発行により情報提供の充実に努めます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

①児童虐待防止対策の充実

■子どもの権利擁護

子育て何でも相談・応援センターや乳幼児健診、地域子育て支援拠点、保育所、学校等を活用して体罰によらない子育で等の普及啓発を行います。ネグレクトの防止についても母子健康手帳の交付や乳幼児健診の機会などを活用し周知します。

■児童虐待の発生予防・早期発見

母子健康手帳の交付窓口を一本化することで、すべての妊婦が保健師と面談を行い妊娠期からの継続的な支援を行います。また、産後の初期段階の母子への支援、各種健診や乳児家庭への全戸訪問等の実施、健診未受診者、未就園・不就学の子どもへの定期的な安全確認などを通して、妊娠、出産及び育児において養育上支援を必要とする子どもや家庭を早期に把握します。

支援を要する妊婦、児童を発見した際に、関係機関と市が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の強化を図ります。また、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業など適切な支援につなげます。

■児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待のリスクのある家庭を把握した際には、子どもの安全の確保を最優先として、迅速かつ的確な 初期対応と適切な支援を行います。より専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク機能の充実を図 るため、子ども家庭総合支援拠点を設置します。

■関係機関との連携強化

要保護児童対策地域協議会が中心となり地域の関係機関と連携し、子どもに関する情報や対応方針の共有を図ります。また、定期的に県中央児童相談所の職員と情報交換を行うことで、県と連携して虐待対策に取り組みます。

転居ケース等における市町村間の転居情報の共有や引継ぎ、児童相談所との情報共有を密に行います。 一時保護等の実施が必要と判断した場合など、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所 への事案送致や必要な助言を求めます。

■職員の人材確保・資質向上

要保護児童対策地域協議会の調整機関及び子ども家庭総合支援拠点においては、専門的な知識や技術を有する職員の計画的な人材確保に努めるとともに、県が実施する講習会等への参加を通じて資質向上を図ります。

■県の実施する社会的養護施設との連携

県が実施する里親の募集や支援の事業について、市の広報誌への掲載や啓発活動等による連携を図ります。

②ひとり親家庭の自立支援の推進

■県の実施するひとり親家庭の自立支援施策との連携

県が所管する「母子・父子・寡婦福祉資金」について、市の広報誌で周知するとともに、母子・父子自立支援員が相談窓口において丁寧に制度内容を説明し、ひとり親家庭の生活支援及び子どもの福祉向上を促進します。

■母子・父子自立支援員の資質向上

県が実施する母子・父子自立支援員を対象とした講習会等に参加することで、相談員の資質向上に努めます。

③障がい児施策の充実等

■早期発見と早期支援に向けた取組

健康診査は、障がいの原因となる疾病等を早期に発見し、早期の対応につなげる重要な機会です。妊婦 や乳幼児に対する健康診査を推進するとともに、受診率の向上に努めます。さらに、市の専門スタッフに よる保育所等への巡回相談を通して、発達障がい児の早期支援に努めます。

■年齢や障がいの特性等に応じた専門的な療育の提供

障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、県との連携による自立支援医療(育成医療)給付のほか、市の専門スタッフや児童福祉法に基づく障害児通所給付により、年齢や障がい等に応じた専門的な療育の提供に努めます。

児童相談所、総合療育相談センター、発達障害者支援センターなど、県の機関と連携を取りながら、児童発達支援センターでの地域支援・専門的支援などを通して、地域の障がい児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援を進めます。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が 連携を図るための協議を進めるとともに、関係機関の支援を調整するコーディネーターを配置します。

■教育・保育施設を利用しやすい環境づくり

市児童発達支援センターの専門スタッフにより、特別な支援が必要な子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。また、幼稚園、認定こども園、保育所及び地域型保育事業並びに放課後児童クラブを運営する者に対して、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れについて働きかけます。

■共生社会の形成に向けた取組

共生社会とは、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会です。発達の遅れや心配のある子どもについて、社会的な理解が進むよう、さまざまな機会を活用しながら広く周知・啓発を図ります。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

■仕事と子育ての両立支援に関する情報提供

仕事と生活の調和を推進するために、子育て家庭をはじめとする地域住民に対して、市の広報誌での啓発を行います。さらに、保護者を対象とする講座、利用者支援事業などの相談・情報提供事業の機会を活用して、仕事と子育ての両立支援に関する情報提供に努めます。

■仕事と子育ての両立に関する事業所等への啓発

仕事と生活の調和を実現するために働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、県や市内の事業所等と連携しながら、雇用環境の基盤整備に努めます。さらに、仕事と生活の調査を推進するために、子育て支援に取り組む企業や民間団体の事例を収集し、その情報の提供に努めます。

■多様な働き方に対応できる子育て支援の充実

放課後児童クラブをはじめ、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることで、多様な働き方に対応できるような子育て支援施策に取り組みます。